

参考情報

(※1) 計画的付与制度

年休の付与日数のうち5 日を除いた残りの日数について、労使協定を締結すれば、計画的に年休取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は導入していない企業よりも、年休の平均取得率が高くなる傾向にあります。[令和5年就労条件総合調査](#)によると、年休の計画的付与制度がある企業割合は40.1%となっており、その付与日数は「5～6 日」が72.4%（令和5年調査）と最も高くなっております。

(※2) 時間単位の年休制度

年休の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。

【支援策】

各種年休制度の導入にあたっては、[働き方・休み方改善コンサルタント](#)による支援のほか、[広島働き方改革推進支援センター](#)等によるコンサルティングや、中小企業事業主の皆様を対象とした「[働き方改革推進助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）](#)」もあります。

【お問い合わせ先】

広島労働局雇用環境・均等室（電話 082-221-9247）